○法務省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　法務大臣　千葉　景子

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	五〇、七二二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八〇二人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、五三二人	
合計	五二、二五八人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十二年九月三十日までの間	五〇、九二九人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一六人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十二年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五〇、八八一人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一六人は、検察庁の職員の定員とする。

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　法務大臣　千葉　景子

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「大阪入国管理局に警備監理官一人」を「大阪入国管理局に審査監理官一人、警備監理官一人」に改める。

第二条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　入国者収容所等視察委員会の庶務に関すること（東京入国管理局及び大阪入国管理局に限る。）。

第七条第一項第七号中「資格外活動の許可」の下に「及び資格外活動の許可の取消し」を加え、同条第二項の表東京入国管理局の項中「留学・就学審査担当」を「留学審査担当」に、「就労を」を「就労（技能実習を除く。）を」に改め、「及び就学」を削り、「研修」の下に「技能実習」を加え、同表名古屋入国管理局の項中「就労を」を「就労（技能実習を除く。）を」に、「就学、研修」を「研修、技能実習」に改め、同表大阪入国管理局の項中「並びに就労」の下に「（技能実習を除く。）」を加え、「就学、研修」を「研修、技能実習」に改める。

第十二条第一項中「東京入国管理局成田空港支局」の下に「、東京入国管理局羽田空港支局」を加え、同条第二項中「首席審査官十一人及び首席入国警備官二人を」の下に「、東京入国管理局羽田空港支局に審査監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官一人を」を加える。

第十三条中「東京入国管理局成田空港支局」の下に「、東京入国管理局羽田空港支局」を加える。

第十五条第二項中「東京入国管理局成田空港支局」の下に「、東京入国管理局羽田空港支局」を加え、同項の表東京入国管理局成田空港支局の項の次に次のように加える。

東京入国管理局羽田空港支局	審査管理及び第一から第三審査担当　第七条第一項各号に掲げる事務

第十五条第二項の表東京入国管理局横浜支局の項中「並びに就労」の下に「（技能実習を除く。）」を加え、「就学、研修」を「研修、技能実習」に改め、同条第三項中「東京入国管理局成田空港支局」の下に「、東京入国管理局羽田空港支局」を加える。

第二十条中「、同局羽田空港出張所」を削る。

第二十一条の表羽田空港出張所の項中「羽田空港出張所　福岡空港出張所」を「福岡空港出張所」に改める。

第二十二条第一項中「二百二人」を「二百九人」に改める。

第二十三条第一項中「九十人」を「九十二人」に改める。

別表東京入国管理局羽田空港出張所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第七条及び第十五条第二項の表東京入国管理局横浜支局の項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　財務大臣　菅　**直**人

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、三三五人	
国税庁	五六、二六一人	
合計	七一、五九六人	